

ニューカッスル病（油性アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準のニューカッスル病（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2、3.5.4 及び 3.5.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。